

自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します



道路交通法の一部が改正され、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。新地町では、自転車乗車時のヘルメット着用を推進するため、自転車用ヘルメットの購入に対し補助を行います。

対象者 下記の(1)～(3)のすべての要件を満たす方が対象となります。

- (1)町内在住の小学生、中学生、高校生の保護者
- (2)過去にこの補助金の適用を受けていない方
- (3)暴力団員でない方、暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない方

対象のヘルメット 下記の(1)～(5)のいずれかの安全基準を満たす**新品の**自転車用ヘルメット

- (1)一般財団法人製品安全協会による認証(SGマーク)
- (2)公益財団法人日本自転車競技連盟による認証(JCFマーク)
- (3)欧州連合の欧州委員会による認証(CEマーク)
- (4)ドイツ製品安全法が定める認証(GSマーク)
- (5)米国消費者製品安全委員会による認証(CPSCマーク)

補助金額

購入費用の2分の1(100円未満切り捨て)1人1個当たり上限 5,000円

ヘルメット使用者1人につき1個(回)限り(小学生～高校生までの期間)

※購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く。

※装飾品や部品等の費用は除く。

※令和6年度に限り1月1日からの領収書を認める。

申請の流れと必要な添付書類

(1)ヘルメットを購入し、お店などから下記の書類をもらってください。

- ① ヘルメットを購入した際の領収書
- ② ヘルメットの安全基準に関する認証



(2)補助金申請書に必要事項を記載し下記の書類と一緒に**役場町民課生活環境係**へ提出してください。

- ① ヘルメットを購入した際の領収書の原本
- ② ヘルメットの安全基準に関する認証等が確認できるものの写し
- ③ 振込先金融機関の通帳等の写し
- ④ 本人確認できるものの写し



(3)申請書類の審査後、交付決定通知発送。その後、補助金が振り込まれます。

申請期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【問い合わせ先】

新地町 町民課 生活環境係

電話:0244-62-2116